資料Ⅰ

# 北見交通圏タクシー事業<br>適正化・活性化協議会設置要綱

平成２１年１２月１６日制定
平成２２年　２月１０日一部改正
平成２４年　１月２７日一部改正
平成２５年　２月１４日一部改正
平成２６年　１月２３日一部改正
平成２６年　２月　　日一部改正

（目的）

第１条　北見交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、北見交通圏（準特定地域）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

２　この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

３　この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

４　この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

（実施事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

⑴　準特定地域計画の作成

⑵　次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

①　準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

②　準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③　①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

⑶　協議会の運営方法

（協議会の構成員）

第４条　協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

１　法第８条第１項に掲げる者

⑴　北見市長又はそれらの指名する者

⑵　北見市ハイヤー組合理事

⑶　北見個人タクシー協同組合理事長

⑷　タクシー事業者（北見市ハイヤー組合等に所属している者を除く。）

⑸　北海道交通北見労働組合を代表する者

⑹　北見金星自動車労働組合を代表する者

⑺　北見タクシー労働組合を代表する者

⑻　北見商工会議所会頭又はそれらの指名する者

⑼　北見観光協会長又はそれらの指名する者

２　法第８条第２項に掲げる者

⑴　北見工業大学社会環境工学科教授　高橋清

⑵　北海道労働局北見労働基準監督署長又はその指名する者

⑶　北海道北見方面北見警察署長又はその指名する者

３　協議会は、第１項の(1)～(9)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

４　協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長又は事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第５条第１２項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の１０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

５　協議会の構成員の把握は会長又は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条　協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

２　会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

３　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

４　会長の任期は、平成２９年１月２６日までとする。

５　協議会に事務局長をおき、会長が指名する。

６　事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

７　事務局長の任期は、平成２９年１月２６日までとする。

８　協議会には、議事の円滑な進行を図るため、協議会の構成員の中から座長をおくことができる。

９　協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

⑴　会長、座長の選出を議決する場合　法第８条第１項及び第２項に掲げる協議会の構成員の種別ごとに１個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。

⑵　設置要綱の変更を議決する場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　北見市長が合意していること。

②　設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタ

クシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④　労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

⑤　北見商工会議所会頭が合意していること。

⑥　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

⑶　準特定地域計画の作成を議決する場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　⑵①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

②　準特定地域計画の作成に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③　協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。

④　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。

⑤　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

⑷　⑴から⑶まで以外の議決を行う場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　会長が合意していること。

②　会長以外の構成員の過半数が合意していること。

10　協議会は、定期的に開催することとする。

11　前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

12　会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の２０日前までにその旨を公表するものとする。

13　協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

14　協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

15　会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第４項中の「１０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第１２項中の「２０日前」とあるのは「１０日前」とする。

(1)　新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2)　公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附　則（平成２２年２月１０日改正）

本改正は平成２２年２月１０日開催の第２回北見交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会より適用する。

附　則（平成２４年１月２７日改正）

本改正は平成２４年１月２７日開催の第５回北見交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会より適用する。

附　則（平成２５年２月１４日改正）

本改正は平成２５年２月１４日開催の第６回北見交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会より適用する。

附　則（平成２６年１月２３日改正）

本改正は平成２６年１月２３日より適用する。

附　則（平成２６年２月　　日改正）

本改正は平成２６年２月　　日開催の第１回北見交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会より適用する。

資料Ⅱ

# 公定幅運賃の範囲について

北海道運輸局北見運輸支局　企画輸送・監査担当

# 公定幅運賃について

○公定幅運賃の指定
国土交通大臣は、特定地域及び準特定地域を指定した場合には、協議会の意見を聴いて、当該地域におけるタクシー運賃の範囲を指定し、当該運賃の範囲を適用日の30日前までに公表しなければならない。

○公定幅運賃の範囲の基準
- 標準的なタクシー事業者が行う適正な原価に適正な利潤を加えたもの
- 差別的な取扱いでないもの
- 不当な競争を引き起こすものでないこと

○公定幅運賃の届出
特定地域及び準特定地域に営業所を有するタクシー事業者は、公定幅運賃の範囲内で運賃を定め、届出することとする。

## 公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃

1. タクシーの運賃
   - 距離制運賃（初乗運賃、加算運賃、時間距離併用運賃及び待料金）
   - 時間制運賃
2. ハイヤーの運賃（都市型ハイヤー以外）　1. と同様
3. 割引運賃
   割引運賃が適用された基本運賃のうち、原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるもの
4. 定額運賃
   施設から他の施設又は一定のエリア内への定額運賃で、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額により算出されたもの

# 運賃変更命令について

## 運賃変更命令の対象となる運賃

(1)タクシーに係る基本運賃
公示した公定幅運賃の範囲内にない基本運賃
(2)ハイヤーに係る運賃
タクシー運賃の下限運賃を下回る基本運賃
(3)割引運賃
割引が適用された基本運賃のうち、原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるものであって、公定幅運賃の範囲にない運賃
(4)定額運賃
施設及びエリアに係る定額運賃で、公定幅運賃の範囲内で届け出られた運賃の額によらないもの

- 公定幅運賃外の届出
- 指導(複数回実施)

従わない

- 勧告

従わない

- 運賃変更命令

従わない

- 行政処分

従わない

- 聴聞

事業取り消し

# 公定幅運賃の範囲のイメージ　北見交通圏　小型車

消費税額の転嫁方法
- 金額方式（現行の初乗上限運賃額に乗じる方法）　基本
- 距離方式（初乗運賃額は変えずに、初乗距離を短縮する方法）　例外

現行

| 小型車 | 初乗運賃 | 加算運賃 | 時間距離併用運賃及び待ち料金 | 時間制運賃 |
|---|---|---|---|---|
| 上限運賃 | 1.4km 530円 | 314m 80円 | 1分55秒 80円 | 30分 2,650円 |
| B運賃 | 1.4km 520円 | 320m 80円 | 2分00秒 80円 | 30分 2,600円 |
| C運賃 | 1.4km 510円 | 326m 80円 | 2分00秒 80円 | 30分 2,550円 |
| D運賃 | 1.4km 500円 | 333m 80円 | 2分00秒 80円 | 30分 2,500円 |

設定案

| 小型車 | 初乗運賃 | 加算運賃 | 時間距離併用運賃及び待ち料金 | 時間制運賃 |
|---|---|---|---|---|
| 上限運賃 | 1.4km 550円 | 308m 80円 | 1分55秒 80円 | 30分 2,730円 |
| A運賃 | 1.4km 540円 | 314m 80円 | 1分55秒 80円 | 30分 2,680円 |
| B運賃 | 1.4km 530円 | 320m 80円 | 2分00秒 80円 | 30分 2,630円 |
| 下限運賃 | 1.4km 520円 | 326m 80円 | 2分00秒 80円 | 30分 2,580円 |

**北海道C**

### 1, 平年度所要増収率の算定

*所要増収率＝108÷105*

＝ 1.028571 ＝ **102.86%**

### 2, 改定運賃額の算出【時間制】

#### (1)時間制運賃の決定

| 車種別 | 改定前上限運賃 | × | 所要増収率(10円単位に四捨五入) | ＝ | | ≒ | 改定後上限運賃 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特大 | 3,770 | × | 108/105 | ＝ | 3877.71 | ≒ | 3,880円 | 1.0292 |
| 大型 | 3,720 | × | 108/105 | ＝ | 3826.29 | ≒ | 3,830円 | 1.0296 |
| 中型 | 3,260 | × | 108/105 | ＝ | 3353.14 | ≒ | 3,350円 | 1.0276 |
| 小型 | 2,650 | × | 108/105 | ＝ | 2725.71 | ≒ | 2,730円 | 1.0302 |

#### (2)時間制運賃の増収率

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 特大 | 1.0292 | × | 0.3245000 | ＝ | 0.3340 |
| 大型 | 1.0296 | × | 0.0075000 | ＝ | 0.0077 |
| 中型 | 1.0276 | × | 0.0445000 | ＝ | 0.0457 |
| 小型 | 1.0302 | × | 0.6235000 | ＝ | 0.6423 |

時間制運賃平均値上率 **1.0297**

### 3, 改定運賃額の算出【距離制】

#### (1)初乗運賃の上限運賃

| 車種別 | 改定前上限運賃 | × | 所要増収率 | ＝ | | ≒ | 改定後上限運賃 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特大 | 640 | × | 108/105 | ＝ | 658.29 | ≒ | 660円 | 1.0313 |
| 大型 | 610 | × | 108/105 | ＝ | 627.43 | ≒ | 630円 | 1.0328 |
| 中型 | 550 | × | 108/105 | ＝ | 565.71 | ≒ | 570円 | 1.0364 |
| 小型 | 530 | × | 108/105 | ＝ | 545.14 | ≒ | 550円 | 1.0377 |

#### (2)初乗運賃の増収率

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 特大 | 1.0313 | × | 0.0004200 | ＝ | 0.0004 |
| 大型 | 1.0328 | × | 0.0000700 | ＝ | 0.0001 |
| 中型 | 1.0364 | × | 0.0011600 | ＝ | 0.0012 |
| 小型 | 1.0377 | × | 0.9983600 | ＝ | 1.0360 |

初乗運賃平均値上率 **1.0377**

#### (3)距離制運賃の上限加算運賃の算出

【値上率の決定】

| | 増収率 | | 時間制運賃の収入構成比 | | | | 初乗運賃の収入構成比 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| { | 108/105 | － | (1.0297 | × | 0.0159 | ＋ | 1.0377 | × | 0.4607 | )}÷ | 0.5234 | ＝ | 1.020502 |

【加算距離の決定】

| | | | | | | ≒ | 加算距離(m)(1m単位に四捨五入) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特大 | 302 | ÷ | 1.0205 | ＝ | 295.9327518 | ≒ | 296m | 1.0203 |
| 大型 | 277 | ÷ | 1.0205 | ＝ | 271.4350074 | ≒ | 271m | 1.0221 |
| 中型 | 283 | ÷ | 1.0205 | ＝ | 277.3144661 | ≒ | 277m | 1.0217 |
| 小型 | 314 | ÷ | 1.0205 | ＝ | 307.6916691 | ≒ | 308m | 1.0195 |

#### (4)加算運賃の増収率

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 特大 | 1.0203 | × | 0.0056000 | ＝ | 0.0057 |
| 大型 | 1.0221 | × | 0.0007000 | ＝ | 0.0007 |
| 中型 | 1.0217 | × | 0.0094000 | ＝ | 0.0096 |
| 小型 | 1.0195 | × | 0.9843000 | ＝ | 1.0035 |

加算運賃平均値上率 **1.0195**

○運賃改定率

1.0297 × 0.0159 ＋ 1.0377 × 0.4607 ＋ 1.0195 × 0.5234 ＝ 1.0280469 < 108/105 1.028571

#### (5)時間距離併用運賃

秒単位の端数は5秒単位に切り上げ

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特大 | 296 | ÷ | 1000 | ÷ | 10 | × | 60 | ＝ | 1 分 | 50 秒 |
| 大型 | 271 | ÷ | 1000 | ÷ | 10 | × | 60 | ＝ | 1 分 | 40 秒 |
| 中型 | 277 | ÷ | 1000 | ÷ | 10 | × | 60 | ＝ | 1 分 | 40 秒 |
| 小型 | 308 | ÷ | 1000 | ÷ | 10 | × | 60 | ＝ | 1 分 | 55 秒 |

金額方式

# 公定幅運賃・料金表（北見交通圏）

## ① 特定大型車

| | 距離制運賃 | | 時間距離併用制運賃及び待料金 |
|---|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 | |
| 上限運賃 | 1.4km 660円 | 296m 110円 | 1分50秒 110円 |
| A運賃 | 1.4km 650円 | 301m 110円 | 1分50秒 110円 |
| B運賃 | 1.4km 640円 | 305m 110円 | 1分50秒 110円 |
| C運賃 | 1.4km 630円 | 310m 110円 | 1分55秒 110円 |
| 下限運賃 | 1.4km 620円 | 315m 110円 | 1分55秒 110円 |

| | 時間制運賃 | |
|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 |
| 上限運賃 | 30分 3,880円 | 30分 3,880円 |
| A運賃 | 30分 3,820円 | 30分 3,820円 |
| B運賃 | 30分 3,760円 | 30分 3,760円 |
| C運賃 | 30分 3,700円 | 30分 3,700円 |
| 下限運賃 | 30分 3,640円 | 30分 3,640円 |

## ② 大型車

| | 距離制運賃 | | 時間距離併用制運賃及び待料金 |
|---|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 | |
| 上限運賃 | 1.4km 630円 | 271m 100円 | 1分40秒 100円 |
| A運賃 | 1.4km 620円 | 275m 100円 | 1分40秒 100円 |
| B運賃 | 1.4km 610円 | 280m 100円 | 1分45秒 100円 |
| 下限運賃 | 1.4km 600円 | 285m 100円 | 1分45秒 100円 |

| | 時間制運賃 | |
|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 |
| 上限運賃 | 30分 3,830円 | 30分 3,830円 |
| A運賃 | 30分 3,770円 | 30分 3,770円 |
| B運賃 | 30分 3,710円 | 30分 3,710円 |
| 下限運賃 | 30分 3,650円 | 30分 3,650円 |

## ③ 中型車

| | 距離制運賃 | | 時間距離併用制運賃及び待料金 |
|---|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 | |
| 上限運賃 | 1.4km 570円 | 277m 90円 | 1分40秒 90円 |
| A運賃 | 1.4km 560円 | 282m 90円 | 1分45秒 90円 |
| B運賃 | 1.4km 550円 | 287m 90円 | 1分45秒 90円 |
| 下限運賃 | 1.4km 540円 | 292m 90円 | 1分50秒 90円 |

| | 時間制運賃 | |
|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 |
| 上限運賃 | 30分 3,350円 | 30分 3,350円 |
| A運賃 | 30分 3,290円 | 30分 3,290円 |
| B運賃 | 30分 3,230円 | 30分 3,230円 |
| 下限運賃 | 30分 3,170円 | 30分 3,170円 |

## ④ 小型車

| | 距離制運賃 | | 時間距離併用制運賃及び待料金 |
|---|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 | |
| 上限運賃 | 1.4km 550円 | 308m 80円 | 1分55秒 80円 |
| A運賃 | 1.4km 540円 | 314m 80円 | 1分55秒 80円 |
| B運賃 | 1.4km 530円 | 320m 80円 | 2分0秒 80円 |
| 下限運賃 | 1.4km 520円 | 326m 80円 | 2分0秒 80円 |

| | 時間制運賃 | |
|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 |
| 上限運賃 | 30分 2,730円 | 30分 2,730円 |
| A運賃 | 30分 2,680円 | 30分 2,680円 |
| B運賃 | 30分 2,630円 | 30分 2,630円 |
| 下限運賃 | 30分 2,580円 | 30分 2,580円 |

距離方式

# 公定幅運賃・料金表（北海道C地区）

## ① 特定大型車

| | 距離制運賃 | | 時間距離併用制運賃及び待料金 |
|---|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 | |
| 上限運賃 | 1361m 640円 | 294m 110円 | 1分 50秒 110円 |
| A 運 賃 | 1361m 630円 | 299m 110円 | 1分 50秒 110円 |
| B 運 賃 | 1361m 620円 | 303m 110円 | 1分 50秒 110円 |
| C 運 賃 | 1361m 610円 | 308m 110円 | 1分 55秒 110円 |
| 下限運賃 | 1361m 600円 | 314m 110円 | 1分 55秒 110円 |

| | 時間制運賃 | |
|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 |
| 上限運賃 | 30分 3,880円 | 30分 3,880円 |
| A 運 賃 | 30分 3,820円 | 30分 3,820円 |
| B 運 賃 | 30分 3,760円 | 30分 3,760円 |
| C 運 賃 | 30分 3,700円 | 30分 3,700円 |
| 下 限 運 賃 | 30分 3,640円 | 30分 3,640円 |

## ② 大型車

| | 距離制運賃 | | 時間距離併用制運賃及び待料金 |
|---|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 | |
| 上限運賃 | 1361m 610円 | 270m 100円 | 1分 40秒 100円 |
| A 運 賃 | 1361m 600円 | 275m 100円 | 1分 40秒 100円 |
| B 運 賃 | 1361m 590円 | 279m 100円 | 1分 45秒 100円 |
| 下限運賃 | 1361m 580円 | 284m 100円 | 1分 45秒 100円 |

| | 時間制運賃 | |
|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 |
| 上限運賃 | 30分 3,830円 | 30分 3,830円 |
| A 運 賃 | 30分 3,770円 | 30分 3,770円 |
| B 運 賃 | 30分 3,700円 | 30分 3,700円 |
| 下 限 運 賃 | 30分 3,640円 | 30分 3,640円 |

## ③ 中型車

| | 距離制運賃 | | 時間距離併用制運賃及び待料金 |
|---|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 | |
| 上限運賃 | 1361m 550円 | 276m 90円 | 1分 40秒 90円 |
| A 運 賃 | 1361m 540円 | 281m 90円 | 1分 45秒 90円 |
| B 運 賃 | 1361m 530円 | 286m 90円 | 1分 45秒 90円 |
| 下限運賃 | 1361m 520円 | 292m 90円 | 1分 50秒 90円 |

| | 時間制運賃 | |
|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 |
| 上限運賃 | 30分 3,350円 | 30分 3,350円 |
| A 運 賃 | 30分 3,290円 | 30分 3,290円 |
| B 運 賃 | 30分 3,230円 | 30分 3,230円 |
| 下 限 運 賃 | 30分 3,170円 | 30分 3,170円 |

## ④ 小型車

| | 距離制運賃 | | 時間距離併用制運賃及び待料金 |
|---|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 | |
| 上限運賃 | 1361m 530円 | 306m 80円 | 1分 55秒 80円 |
| A 運 賃 | 1361m 520円 | 312m 80円 | 1分 55秒 80円 |
| B 運 賃 | 1361m 510円 | 318m 80円 | 1分 55秒 80円 |
| 下限運賃 | 1361m 500円 | 324m 80円 | 2分 0秒 80円 |

| | 時間制運賃 | |
|---|---|---|
| | 初乗運賃 | 加算運賃 |
| 上限運賃 | 30分 2,730円 | 30分 2,730円 |
| A 運 賃 | 30分 2,680円 | 30分 2,680円 |
| B 運 賃 | 30分 2,630円 | 30分 2,630円 |
| 下 限 運 賃 | 30分 2,580円 | 30分 2,580円 |